

# アメリカ先住民美術工芸品の偽装問題 'Authorizing' Native American Arts and Crafts 米国現行法と作家の認識を中心に Hopi and Zuni Artists' Recognitions under the U.S. Current Laws

伊藤敦規  
ITO Atsunori

はじめに

アンドレ・ブルトン、マルセル・デュシャン、マックス・エルンスト、ホルスト・アンテス。彼らはシュールレアリスト、キュビストなどとして20世紀ヨーロッパのアートシーンをにぎわせた名だたる芸術家として知られている。ここに2名の日本人、洋画家の猪熊弦一郎と漫画家の水木しげるの名を加えてみよう。彼らがアメリカ合衆国南西部のプエブロ諸民族が制作するカチーナ人形の収集家だったという共通点は、一般にはあまり知られていない。

カチーナ人形とは、プエブロ諸民族集団の信仰対象であるカチーナ (*Kachina*) という超自然的存在を象った木彫人形のことをいう。すでにブルトンは1920年代後半にはカチーナ人形の収集をはじめ [水沢 2004: 13]、アンテスは1961年にパリのデュペリエ画廊にてコレクションの第1体目を購入した [Antes 2004: 5]。また、猪熊は1955年に、水木は1992年にそれぞれ収集を開始している [丸亀市猪熊弦一郎現代美術館学芸員へのインタビュー 2005; 水木 1998]。彼らがカチーナ人形を購入した時代は1920年代から90年代まで幅があるものの、それらはヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国の民族学博物館が収集・展示する民族誌的資料としての側面だけではな

く、市場で売買される商品としての側面を有していたことは想像に難くない。

カチーナ人形に特化せずとも、合衆国南西部先住民が制作した美術工芸品が転売を意図した商品として流通してきた歴史は、すでに研究者によって指摘されている [e.g. Wade 1985; Deitch 1989; Mullin 2001]。民族芸術の商品性およびその流通側面を学術的な研究対象とする場合、例えば歴史の変遷、市場価値、消費動向、観光化との関連における素材や形態および社会的意味の変化、制作者の生活様式、物流やそれに関わる人々のネットワーク、作り手が有する多様な権利（知的財産権）というように、その基礎的・応用的研究のすそ野は果てしなく広がっていく。

もちろんこれら全てを本稿に組み込むことは不可能であるため、ここでは2007年11月に行った研究会の主題に則し、アメリカ先住民製の美術工芸品に関する偽装品問題に焦点を絞ることにする。まず、ホピ（Hopi）とズニ（Zuni）の美術工芸品販売に依拠する保留地内の経済状況を簡単にふれた後、市場に流通する彼らのジュエリーの偽装品を例証する。さらに、米国現行法下における偽装品販売の規制と、同問題への作家自身の認識や今後に向けた対応について紹介することにする。

なお、本稿で使用する偽装品という用語は、後述するトライバル様式という民族集団に特徴的な作品の表現形態や、特定作家の意匠やサイン、作品に使用する素材、制作年代などの情報を故意に騙る製品のことを指す。また、本稿で扱う偽装対象の美術工芸品は、冒頭で挙げたカチーナ人形ではなく、来日した講師の専門分野のジュエリーであることを予め断っておく。<sup>1</sup>

## 1. ホピとズニの美術工芸品

合衆国南西部に位置するアリゾナ州とニューメキシコ州は、カリフォルニア州、オクラホマ州に続き全米で第3・第4番目にアメリカ先住民人口が多い州である [阿部 2005: 34]。ホピとズニは合衆国政府によってそれぞれアリゾナ州北東部とニューメキシコ州中西部に保留地をあてがわれており、<sup>2</sup> 彼らの多くは保留地内にて日々の生活を営んでいる。ホピとズニの両民族集

団には、農耕を基盤とする伝統的な生業形態、母系原理に基づく親族組織、そしてカチーナ信仰と各種の儀礼といった諸点から文化的な類似性が顕著なもの、それぞれが合衆国政府から承認<sup>3</sup>されている個別のトライブ（アメリカ先住民集団）である。2000年の国勢調査によると、人口はホピが約1万1000人、ズニが約1万2000人であった。

保留地の内外を問わず、今日の彼らの日常生活には現金が欠かせない。食料や日用品の購入をはじめ、ガス・水道・電気の光熱費、自家用車や携帯電話の維持費、子どもの養育費や各種儀礼時の贈答品の準備など、生活の様々な場面において現金の支出が求められるためである。だが、保留地内居住者が固定給を得られる就労機会は、トライバル政府関連機関に雇用される以外にほとんど残されていない。トライバル政府とは保留地内での司法・立法・行政を司る自治政府のことを指し、これら各機関の他に警察、消防、刑務、医療、公教育機関などを管轄しており、それぞれに雇用機会を生み出している。統計資料等は存在しないものの、こうした政府関連機関での被雇用者と、個人企業主として日用品店やコンサルタント会社などを起業した極めて少数の者を除くと、ホピとズニの成人男女の7割以上は「失業状態」にあるという。<sup>4</sup> 彼らは日常生活に必須な現金収入を主に非登録自営業としての美術工芸品販売に依拠している。

ホピとズニが制作する美術工芸品には以下に挙げるようなものがある。ハコヤナギの根を彫り天然顔料やアクリル絵の具で着色したカチーナ人形、保留地近郊で採取した粘土や釉薬を使用した土器や陶器の壺、草木染めしたユッカの葉を編んだ籠細工、同じく草木染めした羊毛を編んだ織物やキルトといったテキスタイル、色鉛筆やアクリル、水彩や油彩の絵の具を用いた平面絵画やグラフィック、そして貴金属や稀少石を使用するジュエリーなどである。作家はこれらの作品を、儀礼時や親族関係者の祝事などに贈答品・交換財として用いるために制作する場合もある。だが大抵は、保留地内外のギャラリー<sup>5</sup>への卸売りや、全米各地で開催されるアートショーなどで消費者に直接販売するための商品<sup>6</sup>として制作している。

## 2. 模倣されるホピとズニのジュエリー

### (1) ホピとズニのジュエリー

ホピ、ズニ、サント・ドミンゴ (Santo Domingo)、ナヴァホ (Navajo) といった合衆国南西部のアメリカ先住民が制作するジュエリーは、それぞれのタイプに特徴的な制作技法と使用する素材や図案の組み合わせにより、トライブ名が冠された「様式 (style)」に分類されることが多い [伊藤 2007a]。<sup>7</sup>

「ズニ様式」は、細長い楕円形に成形したトルコ石や珊瑚を銀の台座上に花が咲いたような形状に配置していくクラスターやニードルポイント、細かく区画した銀の台座上に稀少石をはめ込むインレイがある。ジュエリー作家は自宅の工房に研磨機を設置し、素材となる一つ一つの稀少石を丁寧に加工し作品を完成させる。「ホピ様式」を構成する特徴的な制作技法はオーバーレイである。2枚の銀板を用意し、その1枚に図案を起こし、糸鋸で描写部分を切り抜く。透かし状になった銀板をもう1枚の銀板に重ね、2枚の銀板を熱した銀鑑ぎんかんろうで溶接する。冷却後、凹面に鑿や釘などで細かな線を刻み、そこに硫酸などの化学薬品を流して銀を硫化させ黒色化させる。最後に研磨機で凸面の硫化部分を磨きあげる工程を経て白黒のコントラストが映える作品が完成する [Phillips 1999; Wright 2003]。<sup>8</sup>

ホピとズニが制作するジュエリーには、銀、金、トルコ石、珊瑚、ラピスラズリ、象牙といった様々な稀少石・稀少金属が素材として用いられる。作家は、熊や太陽、トウモロコシといったクラン・シンボルや保留地近郊に生息する動植物、カチーナなど「ホピらしさ」、「ズニらしさ」を表象する幾つかのモチーフを選び、それらを一つの物語を形成するように配置する。<sup>9</sup> 一般的に、完成した作品の裏面には刻印された制作者のサイン (ホールマーク、hallmark) を確認することが出来る。ホールマークは鑿に似た金属製の棒の先端に施されており、刻印部分の大きさは5mm四方程度である。ホールマークはこれまで研究者によって数冊のホールマーク・データベースがまとめられていて [Wright 2000; Schaaf 2003; Wright 2003]、職業的バイヤーや作家の作風に疎い初心者の消費者にとって、制作者を確定するための有効な手段となっている。

## (2) 偽装事例

作家が制作したジュエリーが売買される場には、保留地内外のギャラリーの店頭やウェブサイト、米国内の先住民アートショー会場、インターネット・オークション、そしてサザビーズやクリスティーズ等のオークション会場などがある。それらは合衆国外のバイヤーの仕入先ともなっており、様々な流通経路を経るジュエリーは国際的に広範に転売されている。例えば日本は今日ではホピ・ジュエリーの世界有数の消費国となっていて、販売店舗数の総数は2006年現在で400店を超える〔伊藤 2006〕。制作者から直接作品を仕入れない合衆国や日本の小売店舗の多くは、トライバル様式やホールマーク・データベースから制作者の所属トライブを辿り、ホピ製、ズニ製といったようにトライブ毎に商品を陳列する傾向がある。

しかし、流通する「ホピ様式」や「ズニ様式」のジュエリーがすべからずホピ製・ズニ製であるとは限らない。また同様に、素材や制作年代といったモノ自体の特性についても、事実とは異なる情報を付して提供する販売店舗が少なからず存在するのだ。

例えば、制作技法と特定作家作品の図案を模倣することで、故意に「ホピ製」を騙る事例として図1を挙げよう。図1(左)、(中)共に日本国内のインディアン美術工芸品専門店(A社、B社)が「ホピ製」として販売していた商品である。各商品の裏面にはA社の商標と(図1左下)、ホピの特定作家のホールマークに酷似したスタンプが刻印されている(図1中下)。<sup>10</sup> A社の販売責任者は筆者に対し以下のような説明を行った。「オーバーレイが特徴的なホピのジュエリーは、全て手作業で制作されるために仕入れコストが高く、売価も高額になる。そのため初心者の顧客がなかなか購入しない。自社はメキシコ国内にキャスト(鋳物)製



図1

「ホピ様式」のジュエリー。筆者所有、撮影。

造する工場をもっているのです、そこに図案を送り、後日完成した作品を日本に逆輸入して販売している。自社では外見上オーバーレイ技法に似た作品であれば、『ホビ製』として安価な価格設定で販売している。

図1(中)は制作技法と図案に加え、裏面のホールマークの図案も剽窃された事例である。模倣の対象になっているホビ作家A氏に図1(左)と(中)の確認作業をしてもらったところ、「おそらく数年前に(保留地近郊の)ギャラリーに卸した作品がコピーされたのだろう」との見解を述べ、図1(中)を彼がデザインした図案が流用されたものであると断言した。その上で、「ちょうどそれらの原作となったペンダントを今もっている。これは作家本人が売るのだから真正な作品だ」といって図1(右)を見せてくれた。もちろんこの作品には彼が管理しているホールマークが刻印されており、それは図1(中)に付されたマークにくらべ若干サイズが異なり、図柄も多少異なっていた図1(右下)。

次にズニのジュエリーの偽装事例を挙げてみよう。図2の4点は「ズニ様式」の代表的な制作技法であるインレイとニードルポイントによるジュエリーである。右2点はズニの作家のホールマークが刻印された作品であり、筆者が直接購入した。他方、左2点は東南アジアのラオスの首都ヴィエンチャンにある銀製ジュエリー専門店で、「トルコ石付きのインディアン・ジュエリー、ラオス製」として販売されていたものである。左2点に使用されている素材についての科学的成分解析は行っていないが、トルコ石などアメリカ先住民



図2

「ズニ様式」のジュエリー。筆者所有、撮影。



図3

プラスチック製の素材。エアアッチョ氏所有、筆者撮影。

製ジュエリーの素材の偽装品事情に詳しいトニー・エリアッチョ・ジュニア氏によると、東南アジア製の「インディアン・ジュエリー」に用いられるトルコ石は、そのほとんどがプラスチックの粉末を圧縮した工場製の非天然トルコ石であるという（図3）。作品の制作技法ばかりか、使用する素材についても偽装されている可能性が拭いきれない事例である。

最後に紹介するのは、「フレッド・ハーベイ社様式」を模した商品である。フレッド・ハーベイ社は、まだトライバル様式が今日のように細分化していなかった20世紀初頭に、当時開通したサンタフェ鉄道の駅舎や駅舎に隣接する同社が経営するホテルのロビーなどで、観光客を対象にアメリカ先住民美術工芸品の販売促進をしたことで知られている [cf. Deitch 1989: 226]。1940年代までに制作されたジュエリーの制作技法に関しては、今日「ナヴァホ様式」の範疇にあるスタンプワークが主に用いられていた。主たる素材は銀より安価な銅が多く用いられていたものの、今日「フレッド・ハーベイ社様式」のジュエリーはその歴史的価値のためコレクターの間で高い人気を博しており、高価格で売買されている。図4は、在ニューメキシコ州ギャラップの専門店が、インターネット・オークション・サイトに出品していたペンダントである。これは土産物としてのレプリカではなく、20世紀初頭に制作された作品という商品説明がなされていた。だが、実際にはニッケルに銅メッキを施した工場製の量産品であった。

これまで紹介してきた事例は今日の市場で販売されている偽装品のごく一部である。しかし、それらを通してトライバル様式がホピ製やズニ製の代名詞として語られている点（図1左、図2）、ホールマークが流用されている点（図1中）、そして素材や時代性の誤表記や偽装（の可能性 図3、図4）といった諸点から、作品の「真正性」が多様に騙られていることが理解できよう。<sup>11</sup>



図4  
「フレッド・ハーベイ社様式」のジュエリー。  
筆者所有、撮影。

### 3. 米国現行法下での規制

これまで例証してきた偽装品は市場において規制も受けず、全くの野放しの状態で販売されているのだろうか。いや、合衆国連邦政府および州政府は様々な様相をみせるアメリカ先住民製の美術工芸品に関する偽装品について、法整備という措置をもって対処している。

周知のとおり、アメリカ合衆国は連邦と州との二重主権という構図であるため、米国現行法制は効力が全州におよぶ連邦法と各州内に限定される州法から成り立っている。<sup>12</sup> 前節で例証したアメリカ先住民の美術工芸品の偽装品に関する連邦法には「インディアン美術工芸法 1990 (Indian Arts and Crafts Act of 1990、以下 IACA1990)」がある。また、州法については 1999 年現在で 10 州 (アラスカ州、アリゾナ州、カリフォルニア州、コロラド州、ミネソタ州、モンタナ州、ネヴァダ州、ニューメキシコ州、オクラホマ州、サウスダコタ州) がそれぞれ真贋判断基準しんがんを設けている州条例を施行している [Abeita 1999: 115]。

以下では、IACA1990 と、ホビ居留地および一部のズニ保留地を内包するアリゾナ州修正法 (「現行アリゾナ州法 (Arizona Revised Statutes)」) の第 44 章「通商」条項内の「インディアン美術工芸品販売における不正行為 (Fraudulent Practices in the Sale of Indian Arts and Crafts 44-1231、以下 AZRS44-1231)」の条文に記されている諸規定から、アメリカ先住民の美術工芸品に関する法的な真贋判断基準を紹介する。

#### (1) IACA1990

インディアン美術工芸品の不実表示による販売を規制し、不実表示をした販売者に対する厳罰を定めた IACA1990 は、1990 年にコロラド州下院議員 (当時) のベン・ナイトホース・キャンベル (Ben Nighthorse Campbell)<sup>13</sup> とアリゾナ州下院議員 (当時) のジョン・キル (Jon Kyl) によって法案が合衆国議会に提出された。同年の 10 月 27 日に下院および上院での可決を経て、11 月 29 日ジョージ・ブッシュによる大統領署名を受け連邦法として制定した。そして同法は 1996 年 11 月 20 日をもって施行されている [Sheffield

1997: 11]。

IACA1990は第1節の表題を含め全7節から成る。罰則規定を記した第3節は、「インディアン製品 (Indian product)」もしくは合衆国内に居住する特定の「インディアン (Indian)」、「インディアン・トライブ (Indian tribe)」、「インディアン美術工芸組織 (Indian arts and crafts organization)」の製品 (product of a particular Indian tribe or Indian arts and crafts organization) であるとの不実表示をともなって消費者に勧めることや販売目的のために陳列することを故意に犯した場合、刑事罰が下される旨を明記している。刑事罰は合衆国法典に則り、以下のように定められている。初犯で個人であれば25万ドル以下の罰金か5年以内の懲役、もしくはその両方、複数人であれば100万ドル以下の罰金。再犯の場合、個人であれば100万ドル以下の罰金か15年以内の懲役、もしくはその両方、複数人であれば500万ドル以下の罰金が科せられる (U.S.C.18-1159)。また、民事訴訟手続きを定めた第5節では、第4節で挙げたインディアン美術工芸品の不実表示に関して、「インディアン」個人、「インディアン・トライブ」および「インディアン美術工芸組織」は、被告人に対して販売の継続を行った日毎に1,000ドル以上の損害賠償と訴訟費用さらに弁護士報酬を民事上の救済手段として請求可能な旨を記している。

ここで挙げた刑事罰の確定および民事訴訟手続きを起すための根拠となる、「インディアン」、「インディアン・トライブ」、そして「インディアン美術工芸組織」の定義をみてみよう。「インディアン」とは、「『インディアン・トライブ』の成員であるあらゆる個人」を指す。<sup>14</sup> そして「インディアン・トライブ」とは、「あらゆるインディアン・トライブ、バンド (band)、ネーション (nation)、アラスカ・ネイティヴ・ヴィレッジ (Alaska Native village)、またはインディアンであるという社会的身分のために合衆国による特別計画と援助を受ける資格があると承認されたその他の組織化された集団 (other organized group) もしくは共同体 (community)」および、「州法または州の委員会にインディアン・トライブとして正式に承認されているあらゆるインディアン集団 (Indian group)、または州のトライブ承認により法的に権利を付与された同様の組織」と定義されている。最後に、「インディアン美術

「工芸組織」は、今述べた「『インディアン・トライブ』の成員により構成されている法的に設立されたあらゆる美術工芸販売組織」を指す。

つまり、市場に流通している商品の中で、これら「インディアン」、「インディアン・トライブ」そして「インディアン美術工芸組織」が制作・製造したもののみが法的に「真正性」を保証されたインディアン美術工芸品に該当する。他方、「贗作（がんさく偽装品）」とは、この三者のいずれかが制作・製造したものであると故意に不実表示をして消費者に勧めた商品、販売目的で陳列した商品となる。

## (2) AZRS44-1231

1989年3月1日に施行されたAZRS44-1231は、13の用語の定義<sup>15</sup>にはじまり、違法行為の規定(44-1231.01)、インディアン美術工芸品の販売上の注意事項(44-1231.02)、訴訟手続(44-1231.03)、州法務局長の権限(44-1231.04)、刑事罰上の分類(44-1231.05)の6項目から成る。

冒頭の諸用語の定義において、「真正なインディアン美術工芸品(Authentic Indian Arts and Crafts)」は、「『インディアン』が『手作業で制作』したあらゆる製品であり、『強化トルコ石』と『薬品処理トルコ石』を例外とする非天然素材を用いていないもの、機械製ではないもの」と規定されている。

ここで挙がっている制作者(インディアン)、工程(手作業)、素材(トルコ石)に関する定義は以下の通りである。まず、「インディアン(Indian)」とは、「合衆国インディアン局(Bureau of Indian Affairs: 以下BIAと略称)の成員リストに記載されている者、<sup>16</sup> およびその子孫、もしくは合衆国政府によって承認されたトライブの成員名簿に記載されている者」のことを指す。次に、「手作業で制作した」とは、「研磨・穴開け・裁縫といった制作工程において、道具や機材、備品を卓越した技術をもって使用すること」をいい、「機械による打ち込み、型はめ、漂白あるいは織りによる大量生産」を意味する「機械製(Made by Machine)」とは明確に区別されている。最後にトルコ石についてであるが、「天然トルコ石(Natural turquoise)」は、「組成式上いかなる混入物も含まず、化学的な変化を施されていないトルコ石」を意味する。例外的に使用が許可される非天然の「強化トルコ石(Stabilized turquoise)」

とは、「化学的に強度を増した『天然トルコ石』」を指し、「薬品処理トルコ石 (Treated turquoise)」とは、「『天然トルコ石』の色彩を変色させた」ものである。

上記した要件に合致しない「真正インディアン美術工芸品」を模した製品は、「非真正なインディアン美術工芸品 (Non-authentic Indian Arts and Crafts)」とされ、それらを故意に販売もしくは販売目的で展示することが AZRS44-1231 のタイトルでもある「インディアン美術工芸品販売における不正行為」となる。<sup>17</sup>

#### 4. 作家の認識と対応

研究会会場にてアーヴィン・テイラー氏やマール・ナモキ氏が述べたように、ホピとズニの作家の多くは、熟練を要する技術と手間をかけて一点一点手作業で制作し、完成した作品を日々の生活の糧としている。様々なメディアを通して偽装品が市場に流入する事態を目の当たりにしてきた彼らは、消費者の関心が安価な偽装品に移行し、それによって自分たち作家が得るべき正当な対価が偽装品製造者や販売者に収奪されていると捉えている。しかも、それら偽装品が売買されるのはアリゾナ州や他の州だけではなく国際的市場であることを、自宅や保留地内のギャラリー、そして保留地外で開催されるアメリカ先住民アートショー会場などに訪れるバイヤーの多様な国籍を通して理解している。

研究会に参加した4名の作家は、偽装品販売を規制する IACA1990 および AZRS44-1231 などの州の法整備について一定の評価を与えたものの、文化的側面や市場の国際化といった現状を加味して現行法では十分な対策がなされていない諸問題を言及した。この点について、法文内での真贋判断の条件と基準を確認し検討していきたい。

まず確認すべきことは、「販売もしくは販売のための展示」という条件が付けられていることから分かるように、アメリカ先住民美術工芸品の法的真贋判断は商用の場面でのみ<sup>はか</sup>諮られることである。つまり、法文内で定義した「インディアン」に該当しない者が非商用に制作した個人作品はこれら法

律の管理下にはない。また、「インディアン」に該当する者による模倣行為については言明されておらず、個々の作品の審美的価値や民族集団が培ってきた技法、作品の形態に表れる様式、伝統性や歴史性も考慮されることはない。<sup>18</sup>

この様な条件に対して、ジェロ・ロマヴェンテマ氏は、「作品に描く意匠の組み合わせは宗教的な意味を含有するため、部外者が『それらしいもの』を用いても正しい意味は伝わらない。かといって正しい意味の詳細を部外者に公表することはホビにとってはタブーとなる」と述べた。カチーナ儀礼を司る宗教結社などの成員によって意味が管理され、儀礼を通してその意味を学ぶホビにとって、部外者が商用か非商用かを問わず、特定の意匠を流用したり、それらを独自に配置すること自体が危惧の対象となっているのである。さらにこれをふまえてエリアッチョ氏は、従来カチーナ信仰を持たないナヴァホがカチーナ人形を商用に制作していることや、ワナビー（wannabe、インディアンへのなりたがり屋）による文化の代弁行為を指して、「模倣行為も偽装品販売もただちに止め、我々の文化に敬意を払って欲しい」という言葉を投げかけた。こうした発言は、単に非「インディアン」による美術工芸品の模倣行為や偽装品販売が「インディアン」個人や集団にとって経済的被害をもたらすという枠組みだけに帰結するものではない。「インディアン」間の模倣行為も含めて、自身の文化を他者が流用することを問題視することは、文化の所有をめぐる正統性の主張の問題<sup>19</sup>というより大きな枠組みの中に位置づけることができるだろう [cf. Brown 2003]。

現行法に関するもう一つの問題は、市場の国際化と関係している。たとえ偽装品の販売者に罰則が下されるとしても、それは条令を布いている各州内もしくは連邦法の効力が及ぶ合衆国内のみに適応されるにすぎない。もちろん、基本的に州法には州際的な権限はなく、連邦法は合衆国内で生じた問題にのみ遡及される性質を持つために、法自体の不備とはいえない。しかし、市場の現状を鑑みてみると、国際化の傾向は顕著になっており、また、偽装品も数多く製造・販売されている。何らかの国際的な枠組みにおいて、アメリカ先住民製美術工芸品を制作しうる「インディアン」の規定を行わない限り、図1や図2で例証したような合衆国外での偽装品の製造と販売を制御す

ることが出来ないのだ。<sup>20</sup>

こうした現状に対し、アメリカ先住民製美術工芸品の販売促進と偽装品に対する消費者教育を主目的とする NGO (Council for Indigenous Arts & Culture) の代表者という立場から、エリアッチョ氏は一つの打開策を説いた。それは、彼らが知り得ない合衆国外の市場についての専門的知識を有するエキスパートと連携を図りながら、作家自らが主体となって、各トライブが培ってきた美術工芸品制作の技法や作品の形態、歴史などを、その国の市場で売買される偽装品と対比させながら消費者に直接紹介するフォーラムを実施する、という意見であった。研究会が行われた 2007 年 11 月 8 日現在、日本をはじめ、他のアジアやヨーロッパ諸国などにおいて、こうした生産者と消費者をつなぐ国際的アリーナが創造されたことはなかった。将来的に国際法の整備が行われなくとも、仮に作家主体の市場管理ともいうべき消費者教育やブランド経営にも通ずる実践的活動が現実化すれば、偽装品を市場から駆逐することは不可能なまでも、その製造者や販売者を牽制し、同時に消費者に対して真作の価値を謳う効果が期待できる。

## おわりに

合衆国内において、アメリカ先住民製美術工芸品の偽装品販売を規制する連邦法が制定されたのは 1990 年のことであった。それから約 20 年を経た現在、未だに市場から偽装品は姿を消していない。それどころか市場の国際化が進むことによって、偽装品の製造や販売は合衆国外でもみられるようになってきている。グローバル化の加速とともに国や文化を越えたモノや情報が行き交う事態は、美術工芸品制作で生計を立てている多くのアメリカ先住民作家にとって悲劇の根源なのだろうか。必ずしもそうではない、というのがその答えだろう。自身の知り得ない保留地から遠く離れた国の工房や工場で作られた作品が模倣される不運な作家がいる一方で、市場の拡大を受けて販路を拓いた作家ももちろん存在するからだ。だが、偽装品の問題は単に作家個人の経済的利益の増減に帰結するのではなく、作品制作に関わる技法や使用する意匠と素材の組み合わせといった民族集団としての文化やそ

の表現方法が他者に奪われることも含んでいる。作家が見せる偽装品問題への反発は、文化を語る権利や文化を所有する権利を、それを騙る他者から奪還する主張に他ならない。そうした主張を唱えるにあたって、合衆国内では IACA1990 という偽装品販売を規制する合衆国連邦法を、州条例が布かれていた州内ではそれを依拠するかもしれない。では合衆国外ではどうか。エリアッチョ氏は国外市場について、作家自身が主体となる消費者教育を含んだ市場管理を提唱した。実際にそれが彼らの来日目的であったし、彼が発言を行った研究会自体がその実践的活動の第一歩であった。この稀な経験を経た彼らが、その後に行う解釈や、他の作家への周知、そして次なる行動の具体的内容が大変興味深い。

#### 付記

研究会を実現させていただき、当日の司会も務められた立教大学アメリカ研究所の阿部珠理所長に、心よりお礼を申し上げます。また、アメリカ研究所の奥村理央氏には、研究会の準備段階から大変なご尽力をいただいた。アメリカから来日した4名のホビとズニのジュエリー作家（アーヴィン・テイラー氏、ジェロ・ロマヴェンテマ氏、マール・ナモキ氏、トニー・エリアッチョ・ジュニア氏）からは偽装品問題に関する貴重な意見を提供していただいた。そして、研究会会場にお越しいただいた多くの方々からは、質疑応答時に様々なご意見を賜ることが出来た。末筆ながら心よりの感謝の意を表したい。

#### 註

- <sup>1</sup> カチーナ人形の偽装・模倣問題については Pearlstone を参照 [Pearlstone 2001]。
- <sup>2</sup> 保留地の面積はホビが約 247 万エーカー（岐阜県、もしくは埼玉県と群馬県の合計面積に相当）、ズニが約 450 万エーカー（四国4県のアラカマツの面積に相当）。
- <sup>3</sup> 2008 年現在、約 500 のアメリカ先住民集団が連邦政府による承認を受けている。承認とは、「当該部族が合衆国政府と公式の関係（合衆国憲法の通商条項と条約条項に基づく関係）を有する政治主体であることの認定」を意味する。同時に「被承認部族が自治権や連邦法にもとづくサービスの受給資格を有すること、条約や行政命令、連邦法や裁判所判決で保証された諸権利が認められる」ことを意味する [鶴月 2000: 243]。
- <sup>4</sup> 研究会での質疑に対するジェロ・ロマヴェンテマ氏とトニー・エリアッチョ・ジュニア氏の回答による。彼らは失業状態という用語を、固定給が得られない状態にあることを示すために限定的に使用していた。一般的な雇用保険等の条文にみられる「就職したいという積極的な気持ちがあり、実際にいつでも就職できる健康上、環境上の能力があって、積極的に就職活動を行っている

るにもかかわらず、職に就くことができないでいる状態」とは異なることを注意されたい。

5. 保留地内での経済活動の拠点となるのがギャラリーである。ホピ保留地については、2008年1月現在で、19軒のギャラリーが存在する。ギャラリーの仕入れ担当者は、作家の持参した作品の完成度や品質、作家の知名度などを基準として買い取り価格を決める。作家が合意した場合、現金や小切手で対価を支払う。ホピやズニの保留地内のギャラリーで売買されている美術工芸品の小売価格の相場は、ジュエリーで数千円から数十万円、カチーナ人形や土器・陶器になると数万円から数十万円に及ぶ。なお、1999年のホピ・アートの年間売上高は7,631,667米ドル（約9億1580万円）と見積もられていた [Rhodes 1999]。
6. ここでいう商品とは、観光人類学でいうところの真正な伝統文化に対する、いわゆる観光用の文化ショーやおみやげ工芸品という意味での「観光商品」を指しているわけではないことに注意されたい [山下 1999]。
7. もちろん作家が必ずしも帰属する民族集団に典型的な様式に則ったジュエリーを制作するわけではなく、各トライブ様式はあくまでも総称としての意味に留まる。
8. ここで挙げた「ズニ様式」と「ホピ様式」以外にも、「ナヴァホ様式」と「サント・ドミンゴ様式」が一般的に知られている。「ナヴァホ様式」の制作技法には、鑿で銀板の表面にデザイン・パターンを打ち込むスタンプワーク、砂岩に溶解した銀を注入して型を取る鋳物、銀板の裏面を鑿で打ち出すことで表面にデザイン・パターンを打ち出すラプーセ、銀板から花や葉を模した部位を立体的に切り出して基盤となる銀板に銀織（銀製のはんだ）で溶接するアププリケなどがある。「サント・ドミンゴ様式」は、トルコ石、珊瑚、貝殻を小さな円盤状に整え、それらに紐を通して一連のネックレス状態にするヒースが知られている [Phillips 1999]。
9. さらに近年では、イルカや鯨といった海洋生物や、象やパンダなどアメリカ大陸に生息していない動物も図案として使用されることがある。このような図案の多様化は、作家個人の発想に起因しているだけでなく、日本人をはじめとするバイヤーからのオーダーが影響している [伊藤 2007b]。
10. 本稿ではA社の匿名性を保つために図1(左下)に付されているA社の商標に加工を施している。
11. 作品間に類似性がみられるのは、本文に挙げた諸事例だけに限定されない。例えばホピの場合、原版を用いた図案の「複製」や、原版の血縁者への相続、さらには親族やクラン成員から構図や図案を習得する場合もしばしばみられる [伊藤 2008]。作品に用いられる図案やそれらの配置といった構図に表れる類似性は、同一民族集団内でも確認できる。
12. なお、アメリカ先住民保留地内の司法制度については浅香を参照されたい [浅香 1999: 81-85]。
13. キャンベルはジュエリー作家としての顔をもつ他、東京オリンピックに柔道の選手として来日した経験も持つ [Viola 1993]。
14. ホピの場合、ホピ・トライバル政府が1936年に制定し翌年から法的効力を発揮している『ホピ・トライバル憲法 (CONSTITUTION AND BY-LAWS THE HOPI TRIBE ARIZONA)』の第2条「成員 (Membership)」第1節と第2節において「ホピ成員規定」を明記している [University of Oklahoma Law Center and the National Indian Law Library]。
15. 13の用語とは、「真正なインディアン美術工芸品」、「付属品 (Findings)」、「インディアン」、「イ

ンディアンが手作業で制作した」、「機械製 (Made by Machine)」、「天然トルコ石」、「非真正なインディアン美術工芸品 (Nonauthentic Indian Arts and Crafts)」、「組成トルコ石 (Reconstituted turquoise)」、「強化トルコ石」、「合成トルコ石 (Synthetic turquoise)」、「薬品処理トルコ石」、「トルコ石 (Turquoise)」、「非天然トルコ石 (Unnatural turquoise)」である。本文中に記していない各定義は以下のとおりである。「組成トルコ石」とは、粉末化したトルコ石とプラスチック樹脂を混ぜ合わせたもので、天然トルコ石に擬する目的で固形状に凝縮した製品。「合成トルコ石」とは、トルコ石に形状を近づける目的で処理、または製作された化合物および鉱物の全て。「非天然トルコ石」とは、強化トルコ石、薬品処理トルコ石、組成トルコ石、および合成トルコ石を含む、天然トルコ石ではない全ての物質を意味する。なお、トルコ石の組成式は、 $\text{CuAl}_6(\text{PO})_{44}(\text{OH})_8 \cdot 4\text{H}_2\text{O}$  (含水銅アルミニウムリン酸塩)。

16. BIA の「インディアン」の定義は、「連邦に承認されたインディアンの部族、バンド、コミュニティの構成員で、保留地ないしその近郊に居住し、1/4 以上インディアンの血を引く人物」とされている [鶴月 2000: 243]。

17. 以下 6 点が「インディアン美術工芸品販売における不正行為」。①「真正なインディアン美術工芸品」ではないのに、「真正なインディアン美術工芸品」として製品を販売または販売目的で展示すること。②コイン・シルバー (銀貨を溶解したもの) またはスターリング・シルバー (現在の国際基準であり、銀の含有率が 92.5%) を素材とせずに、銀製の「真正インディアン美術工芸品」として販売または販売目的で展示すること。およびコイン・シルバーまたはスターリング・シルバーを素材とせずに、銀製の「非真正インディアン美術工芸品」として販売または販売目的で展示すること。③非真正であるという表示をせずに、「非真正インディアン美術工芸品」を販売または販売目的で展示すること。④「強化トルコ石」、「薬品処理トルコ石」、「組成トルコ石」、および「合成トルコ石」との書面なしに、「非天然トルコ石」を販売または販売目的で展示すること。⑤「合成トルコ石」であるという明確な表示をせずに、「組成トルコ石」および「合成トルコ石」を販売または販売目的で展示すること。⑥インディアン美術工芸品に関する知識、選別能力・経験の欠如のため購入金額と購入した商品との間に不均衡が生じることを知りつつ、販売または販売目的の展示をすること。

18. 確かに AZRS44-1231 では、制作工程や主な素材であるトルコ石についてかなり細かく基準が設けられている。その理由は、州内の 22 のトライブがそれぞれにトルコ石と歴史的に深い関係を持ち [Bennett 1966]、今日でも作品の素材として多用している事実に加え、アリゾナ州内には全米で 2 番目に多い 6 基のトルコ石鉱脈が存在するため、州の財源に貢献する地下資源産業を保護・育成する目的を含んでいるためだろう。なお、合衆国南西部には 34 基のトルコ石を産出する鉱脈が存在する。トルコ石鉱脈の正確な位置は鉱脈の所有者が極秘にしているために曖昧であるが、その内訳はネヴァダ州 21 基、アリゾナ州 6 基、ニューメキシコ州 4 基、コロラド州 3 基である [Arritt 1995]。

19. 法人類学者のシェフィールドが述べているように、合衆国にはインディアンを規定する唯一の正当な基準は存在しない [Sheffield 1997: 3]。例えば 2000 年に行われた合衆国国勢調査には所属トライブの記載欄があるものの、誰でも自身の出自を「アメリカ・インディアン」として申告することが可能である。IACA1990 のように、合衆国政府や州政府に承認されたトライバル政府が独自に定める成員規定に適合する者を指す項目が大概は含まれるが、「インディアン」の規定は行政サービスの授受を決定する合衆国内法が個々に定めているために、法的身分や文化的アイデンティティの問題が相互に絡み合い、法廷を舞台に複雑な状況を呈している [cf. Sheffield 1997]。

20. なお、アメリカ先住民製美術工芸品市場の国際化とは、商品が売買される場が合衆国外に広がっただけではなく、世界各地で製造された偽装品が合衆国内に流入するという双方向的な状況にある。合衆国通産省は合衆国議会の要請を受けて、1985年に「アメリカ先住民様式の輸入ジュエリーに関する諸問題と救済方法」と題した報告書を提出している。それによると、年間売上高が4億ドルとも8億ドル（約500から1000億円）とも見積もられているこの産業において、その1～2割が原産国表示のない出所の不確かなホピ、ズニ、ナヴァホ様式の商品だという〔Sheffield 1997: 21〕。税関法（Tariff Act 1930）は、合衆国に輸入されるあらゆる商品に対して原産国表示を義務づけている。しかし、エリアッチョ氏によると「輸入商品が合衆国内に入った途端に原産国表示のタグは仲介業者によってジュエリー本体から不正に除去され、それらが真正なホピ製やズニ製のジュエリーとして販売される事態は現在でもみられる」という。

## 参考文献

- 阿部珠理『アメリカ先住民——民族再生にむけて』角川書店、2005年。
- Abeita, Andy. "Protection Laws." *Collecting Authentic Indian Arts & Crafts: Traditional Work of the Southwest*. Eds. Indian Arts & Crafts Association and Council for Indigenous Arts & Culture. Summertown: Book Publishing Company, 1999. 109-118.
- Antes, Horst. "Message." 高松市美術館・伊丹市立美術館・岩手県立美術館・いわき市立美術館・神奈川県立近代美術館編『アンテスとカチーナ人形——現代ドイツの巨匠とホピ族の精霊たち』美術館連絡協議会、2004年。
- Arritt, Susan. "Exploring the Miracle of Turquoise." *The Allure of Turquoise*. Eds. Arnold Vigil et. al. Santa Fe: NEW MEXICO MAGAZINE, 1995. 11- 21.
- 浅香吉幹『現代アメリカの司法』東京大学出版会、1999年。
- Bennett, Edna Mae. *Turquoise & the Indian*. Chicago: The Swallow Press, 1966.
- Brown, Michael. *Who Owns Native Culture?* Cambridge: Harvard University Press, 2003.
- Deitch, Lewis. "The Impact of Tourism on the Arts and Crafts of the Indians of the Southwestern United States." *Hosts and Guests: The Anthropology of Tourism*. Ed. Valene Smith. Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1989. 223-235.
- 伊藤敦規「日本におけるホピ・イメージの流通とホピによる対応」『季刊民族学』第118号、2006年、66-69頁。
- 「ホピ・ジュエリーの歴史的発展過程とホピによる現在の意味付け」綾部恒雄編『講座世界の先住民民族——ファースト・ピープルの現在第10巻 失われる文化・失われるアイデンティティ』明石書店、2007年a、244-257頁。
- 「先住民アートの模倣問題に関する一考察（1）——ホピ・ジュエリーの形態的特徴」『先住民の10年News』第136号、2007年b、13-15頁。
- 「模倣される民族芸術——アメリカ先住民ホピのジュエリーを事例として」『民族藝術』第24号、2008年、128-137頁。
- 水木しげる「ホピの純粋なる精霊信仰」季刊怪編集部編『怪』第3号、1998年、8-25頁。

- 水沢 勉「精霊たちとの距離——カチーナ人形と『現在』」高松市美術館・伊丹市立美術館・岩手県立美術館・いわき市立美術館・神奈川県立近代美術館編『アンテスとカチーナ人形——現代ドイツの巨匠とホピ族の精霊たち』美術館連絡協議会, 2004年.
- Mullin, Molly H. *Culture in the Marketplace: Gender, Art, and Value in the American Southwest*. Durham: Duke University Press, 2001.
- Pearlstone, Zena, ed. *Katsina: Commodified and Appropriated Images of Hopi Supernaturals*. Los Angeles: UCLA Fowler Museum of Cultural History, 2001.
- Phillips, Pam. "Jewelry." *Collecting Authentic Indian Arts & Crafts: Traditional Work of the Southwest*. Eds. Indian Arts & Crafts Association and Council For Indigenous Arts & Culture. Summertown: Book Publishing Company, 1999. 7-26.
- Rhodes, Robert. "Crafts Production on Hopi Reservation." (Report Paper) Denver: The Center for Applied Research, 1999.
- Schaaf, Gregory. *American Indian Jewelry I: 1,200 Artist Biographies*. Santa Fe: CIAC Press, 2003.
- Sheffield, Gail. *The Arbitrary Indian: The Indian Arts & Crafts Act of 1990*. Norman and London: University of Oklahoma Press, 1997.
- 鶴月祐典「アメリカ・インディアンの自意識の多様性」五十嵐武士編『アメリカの多民族体制——「民族」の創出』東京大学出版会, 2000年.
- Viola, Herman. *Ben Nighthorse Campbell: An American Warrior*. New York: Orion Books, 1993.
- Wade, Edwin. "The Ethnic Art Market in the American Southwest 1880-1980." *Objects and Others: Essays on Museums and Material Culture*. Ed. George Stocking, Jr. Madison: University of Wisconsin Press, 1985. 167-191.
- Wright, Barton. *Hallmarks of the Southwest*. Atglen: Schiffer Publishing, 2000[1989].
- Wright, Margaret Nickelson. *Hopi Silver: The History and Hallmarks of Hopi Silversmithing*. Albuquerque: University of New Mexico Press, 2003[1972].
- 山下晋司『バリ——観光人類学のレッスン』東京大学出版会, 1999年.

## オンライン資料

- Arizona Revised Statutes. "Fraudulent Practices in the Sale of Indian Arts and Crafts."  
<<http://www.azleg.gov/ArizonaRevisedStatutes.asp?Title=44>> (Accessed 31 Jan. 2008)
- University of Oklahoma Law Center and the National Indian Law Library. "CONSTITUTION AND BY-LAWS THE HOPI TRIBE ARIZONA."  
<<http://thorpe.ou.edu/IRA/hopicons.html>> (Accessed 31 Jan. 2008)
- U. S. Department of Interior, Indian Arts and Crafts Board. "Indian Arts and Crafts Act of 1990."  
<<http://www.doi.gov/iacb/iaca90.html>> (Accessed 31 Jan. 2008)
- U. S. Census Bureau. "United States Census 2000."  
<<http://www.census.gov/main/www/cen2000.html>> (Accessed 31 Jan. 2008)